

## 令和6年度大阪市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度大阪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,731,000 世帯
(2) 年 間 総 給 水 量	399,544,000 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1,094,641 立方メートル
(4) 主 要 事 業 の 概 要	
水道施設基盤強化の推進	20,280,287 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		68,503,487 <sup>千円</sup>
第1項 営業収益	66,661,163 <sup>千円</sup>	
第2項 営業外収益	1,842,324	
支 出		
第1款 水道事業費用		61,290,666 <sup>千円</sup>
第1項 営業費用	57,631,979 <sup>千円</sup>	
第2項 営業外費用	3,598,687	
第3項 予備費	60,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,199,681千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,159,022千円及び損益勘定留保資金 23,040,659千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			15,107,479 <sup>千円</sup>
第1項 企業債	13,300,000		<sup>千円</sup>
第2項 固定資産売却代金	152,209		
第3項 工事負担金	1,612,677		
第4項 分担金	29,920		
第5項 雑収入	12,673		
	支	出	
第1款 資本的支出			40,307,160 <sup>千円</sup>
第1項 建設改良費	25,420,023		<sup>千円</sup>
第2項 償還金	14,666,977		
第3項 積立金	12,673		
第4項 国庫補助金返還金	206,321		
第5項 雑支出	1,166		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 千円
	令和 年度	
配水設備整備工事	7～10	25,936,000
浄送水設備整備工事	7～13	18,636,000
給水装置整備工事	7～8	1,041,000
事業所整備工事	7	155,000
研修施設整備工事	7	17,000
監視制御システム 整備事業	7～32	11,400,000
営業関連運営事業	7～10	2,144,000
水道情報システム事業	7～13	1,705,000
桜並木通り抜け運営事業	7	7,000
マイボトル普及促進事業	7	1,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
浄配水設備改良事業	13,300,000 <sup>千円</sup>	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度か ら据置期間を含め、 40年以内に償還する。 ただし、本期間中に 未償還額の範囲内に おいて借り替えるこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(貯蔵品購入限度額)

第9条 貯蔵品の購入限度額は、2,900,000千円と定める。